

「コミュニティルーム園田」利用規約

1 目 的

地域住民の地域におけるコミュニティ活動やボランティア活動といった市民の自主的で社会性・公益性のある活動を支援するために、グループの交流、情報の収集・発信、会議、打合せ、学習など多目的に活用できる場として、「コミュニティルーム園田」を設置する。

2 利用期間

年末・年始（12月29日から1月3日）及び鍵の受渡しができない日を除く毎日

3 利用時間

利用時間は、次の区分による。

（1）午 前 9：00から12：00

（2）午 後 13：00から17：00

（3）夜 間 18：00から20：00

ただし、水曜日及び12月28日、1月4日の夜間は利用できない。

4 運営委員会

コミュニティルーム園田の円滑な運営を図るため、コミュニティルーム園田運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、登録グループの代表をもって構成する。

委員会について必要な事項は、別途コミュニティルーム運営委員会規約（以下「規約」という。）で定める。

5 登録制等

（1）コミュニティルーム園田の利用は、登録制とする。

（2）登録グループは、委員会の主催する事業には、参加・協力する。

（3）登録は、園田地区以外の他地区のグループもできる。ただし、利用にあたっては園田地区のグループを優先する。

（4）登録申請は登録申請書の提出をもって行う。

（5）登録の認可は、委員会が行う。

（6）登録申請や退会は、随時行える。

（7）登録グループは、年会費を登録時に収める。金額等については規約に定める。

（8）会費は払い戻ししない。

（9）会費は、コミュニティルーム園田の運営に必要な経費にあてる。

6 利用申込み

利用は予約制（電話予約可）とし、予約は利用日の2ヶ月前から先着順に園田地域振興センターで受付ける。予約完了後はすみやかに使用許可申請書を提出するものとする。（受付時間は、平日の9：00から17：30とする。）

また、予約が入っていない場合は、当日の利用もできる。

7 部屋の利用区分

部屋は会議室1・会議室2・印刷室とあり、利用申込み時に1室利用か全体利用

かを申請する。

8 施設・設備等の利用

施設・設備等の利用にあたっては、次のことに留意する。

- (1) 施設の鍵の受渡しは、園田地域振興センターで行う。ただし、夜間と土・日・国民の祝日に関する法律に規定する休日は園田地区会館で行う。
- (2) 施設内は禁煙・禁酒とし、利用にあたっては、他の利用者の迷惑とならないようにする。
- (3) 施設内での会議に伴う飲食は可能だが、利用後の清掃や後片付けは利用者が責任をもって行い、発生したゴミなどは必ず持ち帰る。
- (4) 部屋の使用が終わったときは、清掃のうえ原状に戻す。
- (5) 施設内で発生した事故や盗難については、賠償の責任を負いかねるので注意する。
- (6) 施設内の設備、備品等の使用は、善良な管理のもとに行う。
- (7) 印刷機の使用にあたっては、用紙を持参する。
- (8) 印刷は、1枚あたり1円が利用者負担となる。代金は委員会が定めた時期に精算する。
- (9) 登録グループのメンバー同志や他グループとの情報交換や連絡のために、スケジュールボードを設置する。
- (10) 登録グループのイベントや活動紹介などのチラシ・パンフレットなどPR用の掲示板やチラシ立ての利用は、原則として2ヶ月以内とし、期間が過ぎたものは、各グループで処分する。

9 その他

利用規約の改廃は、総会（委員会の全体会議）で協議し、決定する。ただし、急を要する事項や軽微な事項については、運営会議（役員会の会議）で決定し、登録グループに連絡する場合もある。

付 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

この規約は、平成20年4月22日から施行する。

この規約は、平成21年4月21日から施行する。